

火薬類の事務取扱いに関する訓令の実施

昭和42年1月21日発防第51号
警察本部長より県下各警察署長あて

改正 昭和53年4月11日発保 第37号
昭和56年1月21日発保 第21号
昭和56年5月25日発保 第218号
昭和59年5月15日発保 第235号
昭和62年3月24日発保 第163号
平成3年3月25日生保発第150号
平成19年7月10日生企甲達第57号

火薬類取締法の改正にともない火薬類の事務取扱いに関する訓令（昭和36年石川県警察本部訓令第15号）を廃止し、昭和41年12月26日石川県警察本部訓令第6号をもって新たに火薬類の事務取扱いに関する訓令を制定したが、これの実施については次の諸点に留意し、事務の取扱いに遺憾のないようにせられたい。

記

第1 火薬類の運搬

1 運搬の届出期間（訓令第2条）

- (1) 火薬類の運搬に関する総理府令第2条の規定による火薬類運搬の届出期間は民法第140条の規定により、届け出た日を除いて計算するのであるが、これは運搬に関する必要な指示通知等を行う便宜のために設けられた規定であるから、運搬に支障がないと認めるときは、届出の期日にかかわらずに受理し、業者の利便を図るように考慮すること。
- (2) 火薬類を運搬する場合の見張人は、交代の運転者または運転者の助手をあてても支障がないこと。

2 運搬証明書の交付（訓令第2条）

- (1) 運搬証明書の交付は、原則として1運搬に1枚の証明書を交付するものであるが数台の自動車が行進して運搬する場合、または一定数量の火薬類を区間を定めて一定の日時、通路を短期日に往復して運搬するような場合は、1証明書として取扱うこと。
- (2) 証明書の有効期間は、運搬計画表に基づいて判断し、運搬に必要な期間を定めるべきであるが、その長期はおおむね1月をこえないこと。
- (3) 証明書の番号は用紙受払簿により、警察署ごとに暦年の一連番号とし、

警察署の頭文字を冠すること。

- (4) 運搬計画表は証明書の内容となるものであるから、証明書と計画表は契印してともに携帯させること。
- (5) 運搬の通路等について指示したときは、証明書の所定欄および運搬届の欄外にその事項を記載すること。
- (6) 運搬について先導車をつけるなど特別の指示を必要とするときは、警察本部長（以下「本部長」という。）の指示を受けること。

3 運搬の通知（訓令第3条）

- (1) 運搬証明書を交付したときは、ただちに運搬通知書に基づき、県内の通過地および到達地を管轄する警察署長ならびに警察本部生活安全部生活安全企画課長に通知すること。
- (2) 前記の通知の結果、運搬通路等に支障がある場合は、ただちに届出人に連絡して運搬を一時中止し、または通路を変更せしめる等の措置をとること。

4 証明書の書換え再交付等の取扱い（訓令第4、5、6条）

- (1) 証明書の記載事項の変更の届出があったときはその内容の適否を検討し、支障がないと認めるときは、当該変更箇所を書き換え、もとの部分は朱線で消し、公安委員会の小印を押して交付すること。
- (2) 県内の他の署長の交付した証明書の再交付の申請があったときは、申請の理由について審査し、当該証明書を交付した署長に証明書交付の事実およびその記載内容を確認し、支障がないと認めるときは証明書を作成し、その上部欄外に再と朱書して交付すること。
- (3) 他の公安委員会から運搬証明書の交付を受けた者が、火薬類の運搬中証明書を紛失または盗取され証明書の再交付の申請があったときは、訓令第6条第2項の措置をした後別表の火薬類運搬証明書紛失等届出証明書により紛失等の届出のあったことを証明して交付すること。

第2 猟銃用火薬類等の譲渡許可（訓令第8条）

火薬類の譲渡許可申請書の提出があった場合、譲渡の相手方が火薬類の販売営業者以外の者であるときは、その者の火薬類譲受許可証所持の有無について調査して処理すること。

第3 猟銃用火薬類等の譲受許可（訓令第9条）

- 1 許可申請に際して銃砲の提示を求めるのは、譲受けの目的が明らかであるかどうか、また銃砲を所持していても申請にかかる実包、空砲は当該銃砲に適合するものであるかどうかを調査するためであり、銃砲の所持許可証、技能検定通知書、射撃教習受講資格認定証、登録証、狩猟免許証等の提示は、法的義務であるから、これを提示しない者に対しては許可しないこと。

- 2 銃砲の所持許可証の提示は、本人であることを原則とするが、申請人が申請時に住所地を離れている場合、その他やむを得ないと認められる場合には、例外的に代理人による所持許可証の提示による許可申請を認めること。
- 3 法第17条第1項第3号、規則第37条及び「猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令」により、無許可で、猟銃用火薬類を譲り受けることのできる数量は、狩猟免許又は鳥獣捕獲許可の有効期間内につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬の合計600グラム以下、銃用雷管300個（このうちライフル銃用雷管については50個）以下又は実包300個（このうちライフル銃用実包については50個）以下である。したがって、無許可でライフル銃用の実包、雷管をそれぞれ51個以上譲り受けることはできないが、ライフル銃用の実包、雷管各50個と散弾銃用の実包、雷管各200個ずつを譲り受けることは、実包の雷管とのそれぞれの合計が300個以下であるから、許可を受けなくてもよい訳である。なお、狩猟免許または鳥獣捕獲許可を受けている者の無許可で譲り受けることのできる猟銃用火薬類等の譲受けについては、昭和40年の法の改正により当分の間県猟友会支部が一狩猟期間に1枚限り無許可譲受票を交付するので公安委員会に対し、狩猟または鳥獣捕獲のために猟銃用火薬類の譲受けの許可を申請する者に対しては、無許可譲受数量のほかになお火薬類を必要とする理由等についてよく調査し、余分な火薬類を手持ちしないように許可に際して十分注意すること。
- 4 譲り受けの目的が標的射撃の練習であるときは、申請にかかる実包を使用して標的射撃のできる指定射撃場の所在地等を考慮して許可すること。
- 5 技能検定又は射撃教習に使用する実包については、受検者又は受講者が不必要な実包を所持することにならないよう、次の措置を講じること。
 - (1) 猟銃用火薬類等譲受許可証の有効期間は、技能検定を受検する者については技能検定の日まで、また射撃教習を受講する者については認定証の有効期間の最終日までとすること。
 - (2) 技能検定又は射撃教習に使用する実包は、できるだけ使用する日の直前に、かつ、必要とする数量だけを購入（譲受け）して残火薬類となった実包は遅滞なく譲渡又は廃棄するよう指導すること。

第4 狩猟用火薬類等の輸入許可（訓令第13条）

輸入許可の申請は、陸揚げ地、航空機の場合は、着陸する空港を管轄する警察署長に行なうのであるが、輸入許可申請書に添付する書類は次の記載要領により記載させること。

火 薬 別	成 分	配 合 比	備 考

無煙火薬 (シングルベース)	ニトロセルロース 安定剤	約 % 約 %	
無煙火薬 (ダブルベース)	ニトロセルロース ニトログリセリン 安定剤	約 % 約 % 約 %	
黒色猟用火薬	硝石 硫黄 木炭	約 % 約 % 約 %	
実包等種別	構造	組成	
実包	公称番(口)径 (実包名)	発射薬の種類 (無煙、黒色)	
空砲	同上	同上	
銃用雷管	直径、高さ	ぼう粉の種類 (雷こうぼう粉) 不銹ぼう粉	

第5 猟銃用火薬類等の消費許可(訓令第15条)

- 1 消費の許可申請は、消費地を管轄する警察署長に行なうことに規定されているので指定射撃場の所在地を管轄する署長は特に注意すること。
- 2 消費する火薬類の種類、数量、消費の目的、場所、期日(期間)および危険予防の方法等の変更は、消費許可書の記載事項の変更でなく、新たな消費許可を申請させること。

第6 危険時および事故等の措置(訓令第18条)

- 1 火薬庫等が近隣の火災等による危険な事態の届出があったときは、規則第87条に規定する応急の措置を講じ、次の事項をすみやかに本部長に報告すること。
 - (1) 発生の日時および場所
 - (2) 火薬庫もしくは火薬類の所有者または占有者の住所、職業、氏名および年齢
 - (3) 火薬庫の種別および貯蔵する火薬類の種類ならびに数量
 - (4) 原因および事案の概要
 - (5) 危害防止についてとった措置
- 2 火薬類による事故等の発生の届出があったときは、次の事項を調査してす

みやかに本部長に報告すること。

- (1) 事故発生の日時および場所
- (2) 被害者の住所、職業、氏名および生年月日
- (3) 被害の程度
- (4) 事故発生の原因およびその概要
- (5) 事故に対する措置

3 火薬類および火薬類譲渡（受）許可証等の紛失または盗取された旨の届出があったときは、すみやかに捜査手配を行なうとともにその状況を本部長に報告すること。

第7 意見を求められた場合の措置（訓令第20条）

知事またはその権限を委任された者から火薬類の譲渡、譲受けまたは消費の許可について公安委員会の意見を求める文書を受理したときは、次の事項について調査し、意見を附して本部長に報告すること。

1 譲渡、譲受けの当事者のいずれもが火薬類の製造、販売業者以外のいわゆる素人間の譲渡、譲受けの場合は、

- (1) 譲渡者の住所、職業、氏名および生年月日
- (2) 譲渡の理由
- (3) 譲受け者の住所、職業、氏名、生年月日、ならびに性質素行
- (4) 譲受けの理由、目的等
- (5) 保安上支障の有無、その他参考となる事項

2 煙火の消費に関する場合は、

- (1) 消費の目的
- (2) 消費の日時、場所および保安距離
- (3) 参集予想人員数および警戒方法
- (4) 消費責任者の住所、職業、氏名、年齢および経験の有無
- (5) 保安上支障の有無、その他参考となる事項

第8 通報に対する措置（訓令第21条）

知事またはその権限を委任された者から火薬類の譲渡、譲受けまたは消費の許可に関する通報を受理したときは、索引簿に記載して整理すること。

別表

火薬類運搬証明書紛失等届出証明書	
荷送人	住所
	氏名
運搬火薬類の種類 別類及び数量	
運搬具の種類(最大積載量)運送人、運 転者の氏名および見 張員数	
運搬通路およ び通過日時	
証 明 書	交付した公安委 員会名
	交付年月日およ び番号
	有効期間
発送場所	
到着場所	
荷受人	住所
	氏名
公安委員会 の指示事項	
<p style="text-align: center;">紛失した 上記内容の火薬類運搬証明書を 盗まれた旨の届け出があったことを 証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 印</p>	